

○東京都市大学の公的研究費の不正防止に関する基本方針

平成27年 3月16日

制定

改正 平成27年 5月18日

令和元年 9月 9日

(目的)

第1条 この基本方針は、平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、東京都市大学（以下「本学」という。）における公的研究費の使用に係る社会に対する大学責任及び利害関係者へ社会的説明責任を果たすため、法令その他本学の定める規程等を遵守するとともに、運営に携わる教職員及び構成員の意識の向上並びに責任ある公的研究費の管理及び運営を図ることを目的とする。またこれに伴い、本学学生の研究に対する姿勢の教育を行い、社会が求める豊かな教養をもった有為な人材を輩出する。

(公的研究費の範囲)

第2条 この基本方針において、公的研究費とは、各府省庁から配分される競争的資金（各府省庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）、又はこれに準ずるものをその範囲とする。

(責任体系)

第3条 本学は、公的研究費の不正行為を防止し、適正に管理・運営する責任体制をとるため、次の各号に掲げる者を置き、その責任と権限は別途定める。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) コンプライアンス推進副責任者

(法令等遵守)

第4条 東京都市大学行動規範に基づき、公的研究費は国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、その使用及び説明責任を果たすべく、執行に係る法令、国及び研究費の配分機関等の規定する指針並びにガイドライン、その他本学の定める学内関係諸規程等を遵守する。

(方針の更新と見直し)

第5条 本学は、公的研究費の不正行為の防止に係る規程及びその運用について、常に最新

の法令、指針、ガイドラインに基づき随時更新及び見直しを行うとともに、教職員に周知徹底を図るだけでなく、利害関係者を含めた学外へも公表し、社会的説明責任を果たす。

(不正防止計画)

第6条 本学は公的研究費の不正な使用を未然に防ぐため、不正防止計画を策定し実施する。

(通報窓口)

第7条 公的研究費の不正な使用について、本学内外からの通報を受け付ける窓口を設置する。通報者が通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう、必要な措置を講ずる等十分な保護に努めなければならない。尚、通報窓口については別途定める。

(所管部署)

第8条 この基本方針の所管部署は、東京都市大学外部資金課とする。

(改廃)

第9条 この基本方針の改廃は東京都市大学研究委員会に諮り、大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則 (令和元年 9月 9日)

この基本方針は、平成31年 4月 1日から適用する。